第　　号	相続人代表者指定（変更）届兼固定資産現所有者申告書

年　　月　　日　届出

（新たな）相続人代表者兼現所有代表者			
住（居）所			
フリガナ			
氏　名（名称）	（※） （※）本人が手書きしない場合は、**記名押印**してください		
電話番号		被相続人との続柄	
生年月日		相　続　分	

岡垣町長 様

地方税法第９条の２第１項に規定する被相続人にかかる徴収金の賦課徴収（滞納処分を除く。）及び還付に関する書類を受領する代表者を次の通り届出ます。

また、岡垣町税条例第７４条の３に基づき、地方税法第３８４条の３に規定する「現所有者」を申告します。

台帳上所有者（被相続人等）				
	氏　　名		死亡年月日	年　　月　　日
	住（居）所			

※代表者を変更する場合にご記入ください。本人確認書類が必要です。郵送の場合は写しを添付してください

旧相続人代表者兼所有代表者				
	フリガナ		台帳上の所有者との続柄	
	氏名（名称）	（※） （※）本人が手書きしない場合は、**記名押印**してください		
	住（居）所			
	生年月日		電話番号	－　　－

各相続人は、上記の届出人を代理人と定め、相続人代表者指定届の届出を委任します。

相続人氏名・委任者・現所有者	氏　名	生年月日	被相続人との続柄	住　所	相続分
摘要					

※　相続人本人の署名が困難な場合は、本人の了承があれば代筆でも構いません。

※　賦課期日（１月１日）までに相続登記が完了していないときは、その固定資産については相続人が所有者（現に所有する者）とみなされます。（地方税法第343条第2項）現に所有する者の申告をいただいた場合でも、相続登記が賦課期日（１月１日）までに完了した場合は、登記の内容を優先します。

※　この届出は、相続登記が行われるまでの間の固定資産税の納付書等の送付先を確認するための届であり、不動産登記法の相続の手続きや相続税とは一切関係ありません。この届出の有無に関わらず、納税義務は相続人全員に生じます。不動産登記法上の名義を変更する場合は、法務局で登記申請する必要があります。

※　被相続人の死亡後に、固定資産税以外の「町・県民税」「軽自動車税」「国民健康保険税」に課税がある場合は、上記相続人代表者が各税目に適用されます。また、被相続人について、高齢者医療の確保に関する法律に基づく「後期高齢者医療制度」に関して発せられる通知等の受取人・受領する者として適用します。それぞれ異なる対応を希望される場合はお申し出ください。

確認	固定（個人／共有）	町県	軽自	国保	後期	受付	処理	確認
口座	解約　／　なし	解約　／　なし	解約　／　なし	解約　／　なし	解約　／　なし			
納付書								

第　　号	相続人代表者指定（変更）届兼固定資産現所有者申告書

●年　●月　●日　届出

（新たな）相続人代表者兼現所有代表者			
住（居）所	岡垣町野間２－２－２		
フリガナ	オカガキ　タロウ		
氏名（名称）	岡垣　太郎　（※） （※）本人が手書きしない場合は、**記名押印**してください		
電話番号	093-282-1211	被相続人との続柄	子
生年月日	S33.3.3	相続分	1/6

岡垣町長 様

地方税法第９条の２第１項に規定する被相続人にかかる徴収金の賦課徴収(滞納処分を除く。)及び還付に関する書類を受領する代表者を次の通り届出ます。

また、岡垣町税条例第７４条の３に基づき、地方税法第３８４条の３に規定する「現所有者」を申告します。

台帳上所有者（被相続人等）				
氏名	岡垣　海太	死亡年月日	令和　○　年　○　月　○　日
住（居）所	同上		

※代表者を変更する場合にご記入ください。本人確認書類が必要です。郵送の場合は写しを添付してください

旧相続人代表者兼所有代表者				
フリガナ	オカガキ　ハナコ	台帳上の所有者との続柄	妻
氏名（名称）	岡垣　花子　（※） （※）本人が手書きしない場合は、**記名押印**してください		
住（居）所	同上		
生年月日	SO.O.O	電話番号	０９３－２８２－１２１１

各相続人は、上記の届出人を代理人と定め、相続人代表者指定届の届出を委任します。

相続人氏名・委任者・現所有者	氏名	生年月日	被相続人との続柄	住所	相続分
	岡垣　花子	SO.O.O	妻	岡垣町野間２－２－２	1/2
	山田　ツツジ	SO.O.O	子	東京都足立区青山○丁目○－○	1/6
	高倉　楠男	SO.O.O	子	北九州市小倉北区赤坂○番○号	1/6
摘要					

※　相続人本人の署名が困難な場合は、本人の了承があれば代筆でも構いません。

※　賦課期日（１月１日）までに相続登記が完了していないときは、その固定資産については相続人が所有者（現に所有する者）とみなされます。（地方税法第343条第2項）現に所有する者の申告をいただいた場合でも、相続登記が賦課期日（１月１日）までに完了した場合は、登記の内容を優先します。

※　この届出は、相続登記が行われるまでの間の固定資産税の納付書等の送付先を確認するための届であり、不動産登記法の相続の手続きや相続税とは一切関係ありません。この届出の有無に関わらず、納税義務は相続人全員に生じます。不動産登記法上の名義を変更する場合は、法務局で登記申請する必要があります。

※　被相続人の死亡後に、固定資産税以外の「町・県民税」「軽自動車税」「国民健康保険税」に課税がある場合は、上記相続人代表者が各税目に適用されます。また、被相続人について、高齢者医療の確保に関する法律に基づく「後期高齢者医療制度」に関して発せられる通知等の受取人・受領する者として適用します。それぞれ異なる対応を希望される場合はお申し出ください。

確認	固定（個人／共有）	町県	軽自	国保	後期	受付	処理	確認
口座	解約　／　なし	解約　／　なし	解約　／　なし	解約　／　なし	解約　／　なし			
納付書								